

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項に基づく取組の実施状況を、下記のとおり公表します。

1 数値目標の達成状況

(1) 男性消防吏員の育児参加休暇取得率

【目標】

平成32年度までに育児参加休暇取得率を30%以上に、平均休暇取得日数を2日以上にする。

平成26年度 (計画初期値)	配偶者出産休暇	取得率	76.0%	平均取得日数	1.92日
	育児参加のための休暇	取得率	16.0%	平均取得日数	0.8日
平成28年中	配偶者出産休暇	取得率	88.0%	平均取得日数	1.76日
	育児参加のための休暇	取得率	4.0%	平均取得日数	0.04日

2 取組内容

- (1) 全国で活躍する女性消防吏員を紹介するリーフレット（「女性消防士なるほどBOOK」）とポスターを、管内の女子学生が在籍する大学や短大、高校等に配布する。
- (2) 総務省消防庁主催「女子学生を対象とした職業説明会（ワンディ・インターンシップ）」開催に対して、2名の女性消防吏員を開催地である宮城県仙台市に派遣する。
- (3) 消防大学校（東京都調布市）「女性消防吏員活躍推進講習会」にキャリア形成支援と職域拡大の知識、能力修得を目的とし、5日間にわたり1名の女性消防吏員を研修生として派遣する。
- (4) 仕事と家庭を両立する女性消防吏員を掲載する「女性消防士 WORK+LIFE」ガイドブックを管内の女子学生が在籍する大学や短大、高校等に配布する。
- (5) 女性消防吏員が消防業務において、母性の尊重と待遇の確保を図り、効果的な人事配置と職域運用を図ることを目的に、労働基準法に基づいた「弘前地区消防事務組合女性消防吏員の職域に関する要綱」を定める。